

都野津町づくり協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、都野津町づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、都野津町2358番地1「都野津地域コミュニティ交流センター」内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、町民相互の親睦を図り、町の課題を町民が話し合いの上解決し、誰もが安心して住み続けられる豊かな町づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 江津市末端行政への協力。
- (2) 広報活動の実施。
- (3) 町民相互の親睦事業の推進に関する事。
- (4) 健康増進とスポーツ活動の推進に関する事。
- (5) 安全・安心・快適な町づくりに関する事。
- (6) 生涯学習の充実と伝統行事の継承など、文化の町づくりに関する事。
- (7) 地域資源の有効活用及び開発など地域おこしの事業の推進に関する事。
- (8) その他、目的達成に必要な事業。

(会員)

第5条 協議会の会員は、都野津地区自治会加入世帯とする。

第2章 役 員

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 正副部長 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ会議に出席して、意見を述べるができる。

(役員を選任及び任期)

第8条 役員は、総会において承認する。

- 2 会長及び副会長は、自治会長の互選により選出し、総会に諮る。
- 3 会長を前項により選任できない場合は、地域からの推薦者又は公募者を運営会議の議決を経て、総会に諮る。
- 4 副会長若干名の内1名は、女性とし運営会議で選出し、総会に諮る。
- 5 正副部長は、自治会長又は会員の中から運営会議で選出し、総会に諮る。
- 6 監事は、総会において、選任する。
- 7 役員任期は、会長、副会長、正副部長は1年とし、事務局長及び監事は2年する。なお、任期の終了は、会計年度終了時の定時総会終了までとする。ただし、再任を妨げない。
- 8 補欠の役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を統括する。併せて「地域コミュニティ交流センターセンター長」及び「都野津地域連合自治会長」を兼務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の事務及び会計を執行する。併せて「地域マネージャー」を兼務する。
- (4) 部長は、担当する部の事業の企画・運営を行うとともに、協議会の会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査する。

第3章 組織

(組織)

第10条 協議会の組織は、別表のとおりとする。

第4章 会議

(会議)

第11条 協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営会議

(3) 部 会

第5章 総 会

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

第13条 総会は、次の2種類とする。

- (1) 定時総会 : 毎会計年度終了後、概ね1か月以内に開催する。
- (2) 臨時総会 : 会長が、必要と認めたとき又は、評議員の半数以上の請求があった場合には、その都度開催する。

(総会の構成)

第14条 総会は、評議員をもって構成する。

(評議員)

第15条 評議員は、自治会の代表者及び地域から選任することもできる。

- 2 地域から評議員の選任及び解任は総会において行う。
- 3 評議員は、一定数の女性委員が参画できるように努める。

(評議員の任務)

第16条 評議員は、総会において、第20条に規定する事項について評議し、決議する。

- 2 評議員は、役員を兼務できない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには1ヶ月前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、評議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、総会に出席した評議員から選出する。

(総会付議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決する。

- (1) 「地域づくり計画」の策定、見直しに関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算。
- (3) 事業報告及び決算報告に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の制定及び改廃に関すること。

(6) その他重要事項。

第6章 運営会議

(運営会議)

第21条 運営会議は、次の者をもって構成し、理事機関とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 部長及び副部長

第22条 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会務及び業務の執行に関する事
- (3) 事業計画の変更及び予算の更生に関する事
- (4) 会員等から提議された事項
- (5) 細則(内規)に関する事項
- (6) 事務局員の承認に関する事
- (7) 役員を選出に関する事
- (8) 顧問の選任に関する事

(運営会議の開催)

第23条 運営会議は、月1回の定例会とし、会長が招集する。

2 議長は、会長が務める。

第7章 実行委員会

(実行委員会)

第24条 次の事業に、実行委員会を設け事業の運営にあたる。

- (1) 納涼まつり
- (2) 敬老会
- (3) 町民運動会
- (4) 文化祭

2 委員は、各事業に係わる組織・団体等から会長が委任する。

3 実行委員会は、会長が招集する。

4 実行委員会の議長は、会長が務める。

5 実行委員会の事務局は、協議会事務局が担当する。

第8章 部会の設置

(部会)

第25条 協議会の、第3条の目的達成のための実行機関として部会を置く。

- 2 各部には、部長1名、副部長若干名の部役員を置く。
- 3 部長は、部会を調整し、事業の遂行に当たる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 部役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 任期途中で選出された部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 部会は、次のとおりとする。ただし、実情に応じてこれを増減することができる。

(1) 町づくり部

「地域づくり計画」に基づき、部会に付託された事業を行う。

(2) 広報部

協議会の広報活動を行う。

(3) 環境防災部

安全で快適な町づくり事業を行う。

(部会の開催)

第26条 部会は、部長が必要と認めるとき招集し、次の事項を審議する。

- (1) 各部の事業計画・予算及び報告に関すること。
- (2) 各部の事業の企画及び執行に関すること。

第9章 自治会長会議

(自治会長会議)

第27条 自治会長会議は、会長、副会長、自治会長及び事務局長で構成し、協議会運営に関する連絡調整機関として次を行う。

- 2 年度事業計画及び事業等の具体的実施要領への意見提出及び住民への情報伝達を行う。
- 3 自治会からの要望等を協議会に進言・提案する。
- 4 自治会長会議の事務局は、協議会事務局に置く。

(分団編成)

第28条 分団編成は、次表による。

分団名	編成町内自治会
第1分団	1・2・3・4・24
第2分団	5・6・7・8・9・10
第3分団	11・12・13・14・15・25
第4分団	16・17・18・19・20
第5分団	21・22・23・26・27

(会議の開催)

第29条 自治会長会議は、会長が招集する。

2 自治会長会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 自治会長の2分の1以上から請求があったとき。

3 会の進行は、副会長の内1名が務める。

10章 会議

(定足数等)

第30条 会議は、会議の構成員の過半数の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名しなければならない。

第11章 事務局

(事務局)

第32条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を置く。

2 事務局に、必要に応じて事務局長及び事務局員を置くことができる。

3 事務局員は、運営会議の承認を得て会長が任免する。

(事務局員の職務)

第33条 事務局員は、事務局長の監督下、次の事務を行う。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 協議会の会計事務に関すること
- (3) 施設等の使用申請手続きに関すること。
- (4) 構成員団体との連絡調整に関すること。

(備え付け書類及び帳簿)

第34条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 協議会の沿革に関する記録
- (3) 総会及び各議会及び委員会に関する議事録
- (4) 経理に関する帳簿
- (5) 年度事業計画書及び収支予算書
- (6) 年度事業報告書及び決算報告書
- (7) 監査報告書

第12章 地域づくり計画

(地域づくり計画)

第35条 協議会は、第3条に規定する目的の達成に向けた「地域づくり計画」を策定する。

2 「地域づくり計画」の策定及び見直しは、運営会議が行う。

第13章 会計

(経費)

第36条 協議会の経費は、次の各号の収入を持って充てる。

- (1) 市からの交付金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

2 協議会の会計は、本会計・特別会計・香典返し会計とする。

3 会費は、総会の承認を得て、会長が別に定める。

(資産の管理)

第37条 資産は会長が管理し、資産のうち現金は、金融機関に預入保管するものとする。

2 年度末において余剰金が生じた場合は、総会の承認を受けて翌年度に繰

越すものとする。

3 協議会の財産の管理及び収支は、会長の命を受け事務局長がこれを行う。
(事業年度)

第38条 評議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協議会の事業計画及び収支予算書は、毎事業年度開始までに会長が作成し、運営会議の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

2 事業計画及び収支予算書の軽微な変更は、運営会議の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 協議会の事業報告及び決算報告は、毎事業年度終了後、速やかに運営会議が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第14章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第41条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報の収集、提供及び管理等については、特に慎重に行い、当初の目的以外に利用してはならない。

(情報の公開)

第42条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、正当な理由がない限り、前条に配慮しつつこれを認めなければならない。

2 協議会の運営及び事業については、広報誌、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

第15章 規約の変更

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において過半数の同意を必要とする。

第16章 雑則

(その他)

第44条 この規約に定めるもの他、協議会の運営に必要な規則等に関しては、運営会議で定める。

【 附 則 】

- 1 この規約は、平成28年 4月 1日より施行する。
- 2 平成28年 4月27日 第15条一部改正 同日から施行する。
- 3 平成29年 5月12日 第12条一部改正 同日から施行する。
- 4 平成30年 4月18日 第8条、第10条、第15条一部改正
同日から施行する。
- 5 平成31年 4月19日 第1条、第4条、第5条、第6条、第8条、
第9条、第10条、第11条、第14条、
第15条、第16条、第17条、第18条、
第20条、第21条、第22条、第23条、
第24条、第25条、第27条、第28条、
第29条、第30条、第31条、第32条、
第33条、第34条、第35条、第36条、
第37条、第39条、第40条、第41条、
第42条一部改正及び追加（赤字）
同日から施行する。
- 6 令和 2年 5月15日 第8条第7項「役員任期」を改正
同日から施行する。

